藤沢市人権施策推進指針

~一人ひとりの市民が尊重され、 ともに生きるまちづくりに向けて~

人権とは、

すべての人が生まれながらにもっている権利です。

世界人権宣言(1948年(昭和23年))

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と 権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられて おり、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

日本国憲法(1947年(昭和22年))

第11条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法 が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利 として、現在及び将来の国民に与へられる。

第97条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人は誰でも、自由で平等であり、

尊厳をもって人間らしい生活をする権利があります。

同じ社会に生きる者として、互いの人権を尊重し、違いを認め合い、 人を思いやる心をもって行動することが大切です。

一目 次一

I 人権施策推進指針の策定にあたって	
1 指針策定の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 指針の位置づけ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3 指針策定の背景 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(1) 世界の動き	
(2) 国内の動き	
(3) 藤沢市の取り組み	
II 指針がめざすもの	
1 基本理念	4
2 基本目標	4
III 人権施策の推進へ向けて	
■ 人権教育・啓発の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2 相談・支援の充実	6
(1) 相談窓口の充実	
(2)相談・支援・救済の連携	
(3) 専門相談員の確保と養成	
3 庁内体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(1) 人事、組織、体制の見直し	
(2)職員への人権研修	
(3) 人権情報の収集と活用	
4 個人情報保護と情報公開 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
(1)個人情報、情報公開の適切な扱いの徹底	
(2)個人情報保護法についての教育・啓発	

IV 分野別施策の推進

	1	男女平等の社会づくりに向けて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	2	子どもの人権を尊重するために ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	3	高齢者の人権を尊重するために ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	4	障害者の人権を尊重するために ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	5	同和問題 (部落差別) を解決するために ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	6	外国人市民の人権を尊重するために ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
	7	患者等の人権を尊重するために ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
	8	就労者の人権を尊重するために ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
	9	犯罪被害者の人権を尊重するために ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
	10	ホームレス (野宿生活者) の人権を尊重するために ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
		さまざまな人の人権を尊重するために ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
\mathbf{V}	4	今後の人権行政のあり方	
	1	目標達成プログラムの策定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
	2	人権行政の点検とチェック機能 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
	3	市民との協働 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
	4	「(仮称) 人権総合センター」設置の研究 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
	5	人権基本条例の検討 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
参	考詢	資料	
	「藤)	沢市人権施策推進指針」策定経過	29
		らさわ人権懇話会要綱 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
į	藤沂	ででは、「市人権事務事業推進連絡会要綱 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
	人権	教育及び人権啓発の推進に関する法律 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
		権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
	世界	!人権宣言 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
	関連	年表	46

I 人権施策推進指針の策定にあたって

■ 指針策定の趣旨

今なぜ、人権施策を推進する指針が必要なのでしょうか。

私たちが一人の人間として社会生活を送る際には、人はみな同じであるという基本認識にたったうえで、さまざまな文化、価値観、ライフスタイルなどの個性を認めあい、互いに尊重しあうことが大切です。しかし、一方の権利だけを主張することは、他方の権利を侵害することにもつながり、さまざまな衝突や紛争の要因となります。こうした点から、私たちの社会生活は、人権問題と無縁でいることはできません。

国際的には国連を中心として民族、宗教、女性、子ども、高齢者、障害者などのさまざまな視点から問題解決の努力が積み重ねられていますが、まだまだ克服すべき多くの人権問題が残されています。さらに、経済のグローバル化、国際社会のボーダレス化などとともに、情報通信技術の高度化、生命工学の進展などにより新たな人権問題が生じるなど、多様化、重層化、広域化する傾向にあります。

藤沢市はこのような人権をめぐる動きや法整備をふまえ、さまざまな人権問題に取り組んできました。そして、一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会を実現するためには、生活のすべての場で、いつでも、どこでも人権が尊重される社会を築く必要があると考えています。

今まで以上に一人ひとりが人権を身近なものととらえ、身近な人々とともに、身近なところから少しでも人権問題をなくしていくため、藤沢市の諸施策を人権尊重という視点から改めてとらえ直し、市としての人権に対する基本理念や施策の方向を明らかにした「藤沢市人権施策推進指針」(以下、「指針」)を策定します。

2 指針の位置づけ

藤沢市では、さまざまな分野で人権が尊重されるようにするため「ふじさわ総合計画 2020」の基本計画のなかで「総合的な人権施策の推進」を掲げ、啓発活動を中心とした各種施策を推進しています。

この指針は各種施策を推進するにあたり、人権尊重という視点から何を大切にし、 どのように施策を進めたらよいかを明らかにしたガイドラインとして、藤沢市の人権 施策の基本理念と今後取り組むべき方向性を表したものです。現在行っている個別の 施策については、本指針をもとに点検、見直しを行うとともに、今後策定する各種計 画等についても、指針に掲げる人権の視点を取り入れた計画となるように整合性を図 り、人権に関する諸施策を体系的、総合的に実施できるようにします。

指針の内容は社会状況の変化に応じて、定期的に見直しを行うこととします。

なお、本指針でいう「市民」とは、藤沢市に居住する人、働く人、学ぶ人、活動する人、 事業を営む人等、藤沢市に集うすべての人々のことをいいます。

3 指針策定の背景

(1)世界の動き

20世紀に入ってからの二度にわたる世界大戦により、人類はかつてない世界的規模での人権の抑圧や侵害を体験しました。その反省から設立された国連において 1948 年(昭和 23 年)、人権についてすべての国家と人類が達成すべき基準として「世界人権宣言」が採択されました。さらに、この宣言を法的実効性のあるものにするため、1966 年(昭和 41 年)には「国際人権規約」が採択され、以後に締結される数々の人権保障に関する条約の国際的基準とされました。

しかしながら、その後も地球上には数々の民族紛争をはじめ、さまざまな人権問題があとを絶たず、国連では世界各国が"人権という普遍的文化"の普及を目指し、そのための教育啓発活動に取り組むよう、1995年(平成7年)から2004年(平成16年)を「人権教育のための国連10年」と定めました。10年の終了後には、それを引き継いで「人権教育のための世界プログラム」を開始しています。2006年(平成18年)には、これまでの人権委員会を昇格させるかたちで「国連人権理事会」が新設され、日本も47理事国の一員に選任されています。

(2) 国内の動き

わが国では、1947年(昭和22年)に施行された「日本国憲法」において「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」(第11条)として、はじめて基本的人権の尊重がうたわれました。

その後も国連を中心とした世界の人権意識の高まりのなかで、人権に関連した 国際条約の数々がわが国でも批准されるようになりました。特に近年は女性、子 ども、障害者をはじめ、さまざまな人々の人権確立をめざし、国内での法制度の 整備や施策が進められています。

また、人権教育・啓発という観点から「人権教育のための国連 10 年」を受けて 1997年 (平成 9 年) に国内行動計画が策定され、さらに 2000年 (平成 12 年) には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、国、地方公共団体、そして国民の責務などが具体的に定められました。

(3) 藤沢市の取り組み

藤沢市では施策全般の基本方針を明らかにした「ふじさわ総合計画 2020」を 策定し、そのなかで「総合的な人権施策の推進」を掲げ、さまざまな施策を通し て住みよいまちづくりの実現をめざしています。

特に最近では国の動向に合わせて、2001年(平成13年)に「ふじさわ男女共同参画プラン2010」、2004年(平成16年)に「藤沢市地域福祉計画」、2006年(平成18年)には「藤沢市高齢者保健福祉計画2008」、「ふじさわ障害者計画2010」など各分野での中長期的な計画を策定しており、それぞれが人権尊重や権利擁護の視点をもった内容となっています。

また、子ども、高齢者、障害者など声をあげにくい立場の人々に対しての相談など人権に配慮した施策を行ってきていますが、種々の人権関連の制度が整えられていても、所管部署が連携しあわなければ多岐にわたる人権問題を解決することはできません。庁内組織の有機的な連携により相談体制や救済機能の整備を行い、人権尊重の視点にたった取り組みをいっそう進めていく必要があります。

Ⅱ 指針がめざすもの

■ 基本理念

人権を大切にし、「人権文化」を育むまちづくり

「人権文化」とは、一人ひとりが自由、平等であり、差別や人権侵害があってはならないという人権尊重の精神が社会や生活のなかに定着し、日常行動の基準となることです。すべての市民がお互いの人権を尊重し、ともに生きる社会を実現するため「人権文化」を育むまちづくりを指針の基本理念として、あらゆる施策を推進します。

2 基本目標

基本理念に基づき、次の基本目標の実現をめざして、さまざまな施策を推進します。

◆ 個人が尊重され、自分らしい生き方ができる社会の構築

だれもが差別や人権侵害を受けることなく、一人ひとりが個人として尊重され、 自分らしい生き方ができる社会の実現をめざします。

◆ ともに生きる社会の構築

だれもが同じ人間であるという認識のもとに、お互いの違いを尊重しあい、さまざまな人々が、ともに生きる社会を築くことをめざします。

◆ 協働による施策の推進体制の構築

人権尊重の視点にたって、一般市民をはじめ、NPO(**)、企業、各種団体等、多様な人々と行政が対等な立場で協働し、人権施策を推進できる体制をめざします。

※NPO: (nonprofit organization) 政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。特定非営利活動法人。非営利組織。非営利団体。市民活動法人。市民事業体。

Ⅲ 人権施策の推進へ向けて

■ 人権教育・啓発の推進

あらゆる層に対して、あらゆる機会をとらえ、人権の重要性を理解し日常生活のなかで人権感覚を身につけることのできる教育・啓発の方法などを検討します。

● 学校教育において

子どもの成長段階に応じ、学校教育全般を通して指導資料の整備を図り、組織的・ 計画的な人権教育を進めます。また、私立学校を含めたすべての学校が連携して取り組めるように努めます。

● 社会教育において

生涯学習の視点から、市民の人権に関する主体的な学習を支援します。また、人 権尊重の考え方をさまざまな社会教育事業のなかに取り入れるように検討します。

● 市民啓発において

市民一人ひとりが人権について正しい理解と行動がとれるように、日常の生活に 即して学ぶことのできる機会をつくります。

● 特定職業従事者に対して

福祉・医療・教育関係者等の人権意識を高め、人権擁護の徹底を働きかけます。

● 企業・団体等に対して

企業、団体等が行う人権教育・研修のために人権情報の提供、教材の貸し出し、 講師の派遣などの支援をします。

〈特定職業従事者〉

人権教育の推進に当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事 する者に対して、人権教育に関する取組を強化する必要がある。

そこで、以下のとおり特定の職業に従事する者に対する研修等における 人権教育の充実に努める。

- ①検察職員 ②矯正施設・更生保護関係職員等 ③入国管理関係職員
- ④教員·社会教育関係職員 ⑤医療関係者 ⑥福祉関係職員 ⑦海上保安官
- ⑧労働行政関係職員 ⑨消防職員 ⑩警察職員 ⑪自衛官 ⑫公務員
- 13マスメディア関係者

(「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画より抜粋)

2 相談・支援の充実

(1) 相談窓口の充実

いじめや虐待、ドメスティック・バイオレンス (DV)(※)、近隣トラブルなど、人と人とのかかわりあいのなかで、解決策を求めて行政の相談窓口を利用する人が増えています。これまで、さまざまな分野で相談窓口を設置してきましたが、今後はさらに、利用しやすい総合的な相談窓口の整備を進めます。

(2) 相談・支援・救済の連携

子ども、女性への虐待、複合した人権問題などを迅速かつ適切に解決するために、国・県の関係機関をはじめ、 $NGO^{(*)} \cdot NPO$ や民間団体、市民等との柔軟性のある連携システムの検討をします。

(3) 専門相談員の確保と養成

相談内容の広がりや複雑化にともない、専門的能力を必要とするケースが増えています。個々のケースにきめ細かく対応し、解決への道筋をつけることができる専門相談員の確保と養成を図ります。

- ※ドメスティック・バイオレンス (DV): 9ページ文中に説明。
- ※NGO: (nongovernmental organization) 非政府組織。平和・人権問題などで国際的な活動を行っている非営利の民間協力組織。

3 庁内体制の整備

実効性のある人権施策の推進には、職員の高い人権意識と効率的推進体制が必要です。豊かな人権知識と人権感覚を養う人権研修のあり方と庁内の組織、体制の見直しを行います。

(1) 人事、組織、体制の見直し

① 人権担当部署の設置と職員の専門能力の育成

人権施策についての行政の役割と責務を自覚し、施策全般を調整する担当部 署の設置と、職員の専門能力の育成に努めます。

② 推進担当者の設置

部署ごとに「(仮称)人権施策推進責任者」及び「(仮称)人権施策推進担当者」を設け、人権情報の収集・提供、人権研修の推進に努めます。

③ 藤沢市人権事務事業推進連絡会

人権に関する事務事業を円滑に進めるために設置された、藤沢市人権事務事業推進連絡会の機能のいっそうの強化・充実を図るとともに部局が連携し、互いの専門性を活かして人権問題の効果的な解決に努めます。

(2) 職員への人権研修

① 職員研修の実施

階層別、職域別、テーマ別に体系的、継続的なカリキュラムの研修を実施します。特に日常業務に関連した人権課題や現場での実体験を取り入れ、問題の解決につながる研修を試みます。

② 人権ハンドブックの作成

人権に関する知識、具体的な課題などをふまえた効果的、実践的な学習ハンドブックを作成します。

(3) 人権情報の収集と活用

人権行政には広範囲、タイムリーな情報を欠かすことはできません。国内外の 人権情報を広く収集するとともに、定期的に市民への人権意識調査を実施します。 また、日常業務から得た相談、救済などに関する情報をデータベース化し、人 権施策の改善に役立てます。

4 個人情報保護と情報公開

個人情報保護制度は、プライバシーの権利を中心として個人の権利利益を保護する制度です。2005年(平成17年)に全面施行された「個人情報の保護に関する法律」は、個人情報をプライバシーより広く個人を特定できる情報とし、「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する」(第1条)ことを目的としています。

藤沢市では、1988年(昭和63年)に施行された「藤沢市個人情報保護条例」を「藤沢市個人情報の保護に関する条例」として2003年(平成15年)に全部改正し、市政における個人情報の保護に努めてきました。

また、表現の自由から派生した権利として「知る権利」があり、情報公開制度として保障されています。

これらの制度は人権施策推進の共通基盤となるものです。

(1) 個人情報、情報公開の適切な扱いの徹底

人権擁護の観点から、個人情報の適正な保護・管理を徹底します。あわせて公 正で開かれた市政を推進するために、積極的に情報公開・提供を図ります。

(2) 個人情報保護法についての教育・啓発

学校教育、社会教育、市民啓発等で広く「人権と情報」についての正しい理解 の促進を図ります。

Ⅳ 分野別施策の推進

■ 男女平等の社会づくりに向けて

●現状と課題●

藤沢市が2003年(平成15年)に実施した「男女共同参画市民意識調査」(以下、「意識調査」)では、「男女が平等になっていると思うか」との問いに「平等になっている」と答えた人はわずか12.7%に過ぎず、依然、女性差別の根強さがうかがわれます。

特に男女の賃金格差や女性の差別待遇など、職場における男女格差は遅々として縮まらず、近年、非正規労働者として多くの女性が低賃金労働を担っている現状があります。

また、女性にとっても男性にとっても、長時間労働や育児休業・介護休業を取りに くい労働環境が、家庭や育児との両立を困難にさせています。このような労働環境の 未整備が少子化にも多大な影響を与えており、意識調査においても「経済的負担が大 きい」、「仕事を続けたいから」が出生率低下の要因の一つとして掲げられています。

一方、夫や恋人などパートナーからの女性に対する暴力=ドメスティック・バイオレンス (DV) は深刻化しており、その影響が子どもにまで及ぶケースが少なくありません。意識調査でも、「肉体的や精神的など何らかの暴力を受けたことがある」女性は10人に1人と全国調査同様の高い数値を示しています。相談件数も増加の一途をたどっていますが、シェルター(一時保護施設)やステップハウス(中期滞在型生活支援施設)が不足しており、DV被害者救済支援が追いつかないのが現状です。性的搾取や強制労働目的の人身取引も、重大な人権侵害です。よりきめ細かな被害者救済策とともに、男性の意識改革も必要です。

女性も男性も、あらゆる場において性差による差別を受けることなく、すべての権利を享受するとともに社会的責任を負う社会、性別にかかわりなく個人が能力を発揮できる男女共同参画社会を形成していくためには、社会全体の性別役割分担意識の解消をはじめとする意識改革や平等教育、政策・方針決定の場への女性の参画推進、男女共同参画施策を展開していくための推進体制の充実・整備も重要な課題です。

■主要施策の方向

1 ドメスティック・バイオレンス (DV) の根絶と被害者救済対策の充実

深刻化するDV被害者を救済するためのシェルター、ステップハウスの新設が急がれます。また、相談機能のいっそうの充実を図るとともに、DV対策のための庁内体制の整備、NPOや市民団体との連携強化、近隣市町村との広域協力も重要です。加えて、DVの未然防止のために、日頃からの意識啓発に力を注ぎます。

2 男女間の賃金格差と職場における女性の差別待遇の是正

男性一般労働者の7割にも満たない女性一般労働者の給与水準を是正するとともに、低水準で推移している女性パートタイム労働者の賃金を引き上げるように事業主等への啓発に努めます。採用、昇任に当たっても男女を平等に評価し、転勤や体力などを条件にした間接的な男女差別を行わないように事業主に働きかけます。

3 セクシュアル・ハラスメント(*) の根絶と被害者救済

職場などでのセクシュアル・ハラスメント防止のための意識啓発を進めるととも に、被害者救済のために、関係機関と連携した支援を行います。

4 政策・方針決定過程への女性の参画推進

人口の約半数を占める女性の意見が、市政に十分反映されるように審議会などの女性参画率を 28.6%(平成 18 年 4 月現在)から、40%の数値目標に達成するよう努めます。また、市政に携わる女性職員の職域拡大や管理職の登用を推進し、地域団体や自治会などに対しても、女性がリーダーや役員として登用されるように働きかけます。

5 外国籍女性の性的搾取・強制労働への対策

近年、東南アジア方面から多くの女性が、性的搾取や強制労働目的の人身取引によって日本に入国をしています。被害者の保護・救済を関係機関と連携して行うと同時に、このような人権侵害を行わないように市民の啓発に努めます。

6 男女平等教育と意識啓発の推進

保育、幼児教育、学校教育においては、発達段階に応じた男女平等教育をより積極的に推進します。また、社会教育においては、性別役割の解消や女性の人権の大切さなどの意識啓発や男性の地域・家庭に主体的にかかわるための講座など、多様な角度から人権意識の醸成に努めます。

7 推進体制の充実ならびにネットワークの整備

性差別のない男女共同参画社会を築くために、市民・NPO・企業・関連諸団体とネットワークを整備し、推進体制をより強固にします。

※セクシュアル・ハラスメント:一般には、雇用の場での「性的いやがらせ」を指す。仕事上の権限や地位を利用して労働条件の変更と引き換えに性的な要求をする「対価型」と、身体への不必要な接触、わいせつな写真の掲示などの性的な言動が繰り返されることで働きにくい職場環境にする「環境型」がある。略語「セクハラ」

2 子どもの人権を尊重するために

●現状と課題●

子どもの虐待やいじめなど、子どもの人権を侵害する深刻な問題があとを絶ちません。 年々増加する子どもへの虐待に対しては家族全体を考慮した防止策を立て、児童虐 待防止ネットワークや子ども総合相談の開設、他機関との連携活動などを行っていま すが、これからはさらに、社会全体で取り組んでいくことが求められています。

青少年相談センターをはじめ、各種相談機関が悩み・いじめ・不登校などを含む種々の相談を受けており、市内の14地区の青少年育成協力会では青少年の健全育成・非行防止活動を実施しています。子どもたちを取り巻くさまざまな問題に対処するためには、当事者だけでなく関係者を含めた人間関係の改善を図ることが課題になっています。

このところ、被害、加害双方の立場で青少年がかかわる犯罪は増加しており、インターネットなどの新しいメディアを含め、有害情報などから青少年を守るための啓発活動や情報提供等を強化しなければなりません。

乳幼児期においては、保育園入所や一時預りの要望が高い状況が続いていますが、施設に余裕がなく、病気の子どもを含めた保育施設の拡充が急務です。同時に他の親子との交流を通して、精神的な育児不安や負担を軽減できる場をいっそう整備する必要があります。

学校教育においては、社会科、道徳、特別活動などの時間をはじめ、日常的なあらゆる場面で人権について考え、実行する態度を養うよう、実践しています。不登校やいじめについては、学校の教育活動や教育相談活動などにより成果をあげており、学校での体罰・セクハラ防止、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」に関する適切な指導体制づくりを進めています。

一方、市内の小中学校に在籍する外国籍等の児童生徒に対して、必要に応じて日本 語指導や生活適応支援、教育相談を実施していますが、さらに国際教育の体系的な取 り組みを充実させるとともに、外国籍等の児童生徒や保護者に対する周囲の理解を促 進することが大切です。

子どもの人権を守るためには、保護者を含めて大人と子どもとの協力的で相互に信頼しあう健全な人間関係をつくることが大切です。さらに、子ども自身が積極的に企画の立案や実施に参画できる体制づくりが急がれます。

■主要施策の方向■

1 児童虐待の予防救済支援強化

「藤沢市児童虐待防止ネットワーク」機能の拡充を図り、予防や早期発見に努め、 未然防止を図ります。また、一時保護預り施設との連携を図るとともに、市独自の 一時保護施設設置などの緊急対応策の研究を進めます。

2 相談・支援体制の増強・充実

「こども総合相談」などが休日や夜間にも対応できる緊急相談・支援体制を図るとともに、問題行動、不登校、いじめなどの児童生徒や保護者からの悩み相談に初期段階で対応し、早期解決に向け相談員、カウンセラーを増員するなど学校における支援体制を強化します。また、不登校児童生徒のための相談指導教室の充実を図ります。

3 いじめ・体罰・セクハラをしない、させない、許さない体制づくりの強化

児童生徒が健やかに安心して学校生活を送るために校内研修や啓発活動を行います。さらに、予防や早期発見ができるように家庭、学校、地域社会の連携を強化します。

4 外国籍等児童生徒に対する学習及び生活支援の拡充

授業を理解するための日本語の習得や、学校生活に適応するために個々の児童生徒に対する支援、指導ができるようボランティアなどを含めた体制をつくります。

5 子育て支援環境の充実

- 保育園入所待機児解消、病後児保育、一時保育、夜間保育等の支援体制づくり保護者が働いているなどの理由から保育困難な子どもに対し、適切な保育環境づくりを進めます。また、子どもを預けたい人・預かる人で構成する有償ボランティア組織「ファミリーサポートセンター」事業の拡充を図り、緊急保育に対応するシステムづくりを進めます。
- 親・保護者と子どもの居場所づくり 子育てに不安をもつ親・保護者や孤立した親子が、安心していつでも気軽に行ける場、交流できる場、なんでも相談できる場として、地域に「つどいの広場」などの常設と「子育てアドバイザー」の配置を図ります。

6 子どもの意見尊重と人権擁護

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」の趣旨に基づき、子どもが意見表明できる機会や子どもが参画する「子ども議会」など、子どもの声をまちづくりに反映できる仕組みづくりを進めます。

また、子どもにかかわる相談機関や地域団体等が連携して子どもの人権擁護に努めるとともに、「子どもの人権専門委員」(※)制度をさらに強化するよう関係機関に働きかけます。

7 子どもが健やかに育つ環境づくりの推進

子どもが健やかに育ち、子どもの人権が尊重されるまちづくりのために、学校・家庭・地域(市民)が協働し、性犯罪、暴力、売買春、薬物、喫煙、飲酒等の防止や犯罪被害から子どもを守る社会環境浄化活動を推進します。また、子どもたちの安全を守るため、市民に協力を呼びかけ防犯パトロールの強化を図ります。

※子どもの人権専門委員:人権擁護委員の中から、子どもの人権問題を専門的に扱う「子どもの人権専門委員」を指名し、いじめなど子どもをめぐる人権問題に対処するという制度。1994年(平成6年)から実施されている。

③ 高齢者の人権を尊重するために

●現状と課題●

身体的・精神的虐待、財産権の侵害など高齢者に対する人権侵害が増えています。この理由のひとつとして高齢者に対する差別意識や偏見、介護疲れなどがあげられます。

また、地域とのかかわりが薄くなり核家族化も進むなかで、孤独死などの問題も生じています。

藤沢市における 65 歳以上の人口の占める割合 (高齢化率) は、2006 年 (平成 18 年) に 17%を超え、この 20 年で 2 倍以上に増えています。また介護を必要とする要介護・要支援高齢者は介護保険制度開始時に比べて約 2 倍になり、急激に増加しています。

「藤沢市高齢者保健福祉計画 2008」では、10年後の藤沢市の高齢化率が23%になると予測しており、人口の4分の1を占めることになる高齢者の人権擁護が急がれます。藤沢市の高齢者福祉施策は、各地域に根ざした市独自のもので、先駆的な取り組みは神奈川県内でも一定の評価を得ています。地区福祉窓口などの市行政の相談窓口だけでなく、社会福祉法人等が運営する高齢者施設、在宅介護支援センターや地域包括支援センターが地域の拠点となっています。さらには公的サービスを補完する民生委員や自治会、老人クラブ、NPOなどのネットワークをはじめ、虐待防止や徘徊SOSネットワークなどの体制も整備されつつあります。

介護保険制度施行を機に市場化されたことにより、サービスの量は増大し利用者本位のサービス提供と選択権の保障が進みましたが、福祉サービスの質の確保が課題となっています。高齢者の自立した生活を支援する体制は、まだ充分とはいえません。

高齢者が自立のうえ社会参加し、尊厳をもって自己実現をしていくためには、高齢者への市民の理解と、事業者・福祉従事者の人権意識の向上が求められます。

■主要施策の方向

1 権利擁護体制(*)の充実

成年後見制度(※) や地域福祉権利擁護事業(※) を広く周知し、認知症をはじめとする高齢者やその家族などへの利用の推進に努めます。さらに虐待など介護現場にある問題の迅速な解決を図るため、ソーシャルワークアプローチ(※) を優先するなか、立ち入り調査権を効果的に活用することや、高齢者をねらった悪徳商法等による被害を防ぐため、地域での見守り体制を確立するなど、高齢者の権利を守る制度の実態を点検し、その充実を図ります。

2 相談機能の充実

利用者、相談者の立場にたった相談サービスの質の向上に努め、24 時間対応し、365 日機能する安心システムを確保し、「いつでも、どこでも、誰でも」のサービス機能の構築を進めます。

3 社会参加の機会づくり

ユニバーサルデザイン(※) の観点から、暮らしやすいまちづくり、ものづくりを 進めるとともに、高齢者の自己実現と働く権利の保障に努め、多様な社会参加の機 会づくりを図ります。

4 情報提供の充実

高齢者向けサービスに関する情報をわかりやすく提供し、特にひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯に対しては、情報が行き届くように配慮します。

5 市民参加による豊かな福祉コミュニティの形成

福祉サービスを利用する市民に向けた消費者講習会や市民オンブズマン育成研修、福祉サービス第三者評価調査者養成講座を開催するなど、福祉現場への市民ボランティア活動を支援し、NPO等による福祉サービスの安定的確保を図ります。

6 福祉事業者・従事者の人権教育と事業者への外部評価

高齢者にかかわる福祉事業者・従事者に人権教育の実施の義務づけを検討します。 さらに、事業者に対する苦情処理や提供するサービスに対する第三者評価の受審 などができる体制づくりを支援します。

7 災害対応システムの構築

寝たきり高齢者や認知症高齢者など、重度要介護者の避難体制の検討をさらに進めるとともに、介護現場の情報提供の徹底や施設事業者間の連携の強化など、ひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯の支援体制の充実を図ります。

8 高齢者理解の教育、啓発の推進

小・中・高等学校においては日常的かつ体系的に福祉教育を行い、高齢者への理解と思いやりの心を育てます。

- **※権利擁護(体制)**:「個人が人として尊厳をもって、その人らしく生きるための権利」を擁護することと とらえた自己決定の尊重、財産等の管理、福祉サービス等にかかわる手続き及び苦情解決などの支援。
- ※成年後見制度:判断力が十分でない認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等を保護し、支援するための制度。民法改正法等関連四法案の成立を受けて、2000年(平成12年)4月から、それまでの禁治産・準禁治産制度を補助・補佐・後見制度(法定後見制度)に改めるとともに任意後見制度が創設された。
- ※**地域福祉権利擁護事業**:高齢者や障害者などが日常生活を送るうえで、自らの福祉サービスの利用手続きや日々の金銭管理等が十分にできない場合に支援を行うサービスで、社会福祉協議会が行っている。
- ※ソーシャルワークアプローチ: 困っている人の話を受け止め、適切な資源やサービスを提供するかかわり。
- **※ユニバーサルデザイン**:ハンディキャップを負った人々に使いやすい工夫・デザインは、すべての人に 使いやすいという考え方。公共的建築物、道路、公園をはじめ、電子機器や文具、紙幣など、あらゆる ものを対象とする。

4 障害者の人権を尊重するために

●現状と課題●

藤沢市は1970年代から、総合的な障害福祉施設の「太陽の家」、市立の白浜養護学校、 障害者の活動拠点としての「ふれあいセンター」の開設や障害児者への歯科診療事業等、 障害者福祉に関する市独自の先駆的な取り組みを行ってきました。同時に、民間の社 会福祉法人や地域作業所等の動きも年々活発となり、今日では障害者の多様なニーズ に応える大きな力になっています。

一方で、近年の社会情勢の変化などを受け、従来からの障害定義や福祉概念では対応しきれない状況も派生するようになり、国は障害者福祉法の抜本的な見直しとして、従来別々の施策であった3障害(身体、知的、精神)に対するサービスを効率的に統合するものとして、平成18年度より「障害者自立支援法」を施行しました。

特に地域生活支援については、市町村の担う役割が今までになく重要視され、各自治体の姿勢が問われる時代となりました。

障害者福祉とは、障害ゆえに被る不便、不都合、不利益(さまざまなバリア)を解消する(フリーにする)ための支援であり、たとえ障害があっても基本的人権が保障された当たり前の(ノーマルな)市民生活を可能にすることが、バリアフリー(**) 社会におけるノーマライゼーション(**) の実現といえます。

このような福祉理念を背景とし、藤沢市では2006年(平成18年)を初年度とする「ふじさわ障害者計画2010」を策定するとともに、新法に基づく具体的な障害福祉計画として、"障害者一人ひとりの人権に配慮した自立支援"という視点にたって、新たな福祉サービス体制の構築を進めているところです。

■主要施策の方向

1 福祉サービスの充実

「障害者自立支援法」の円滑な実施を図るとともに、特に市町村の裁量とされた地域生活支援事業については、障害種別や程度の違いで著しいサービス格差が生じないように当事者の多様なニーズに配慮したきめ細かな施策を講じます。また、同法による障害認定区分によってサービスが利用できない人々に対しても、柔軟に対応できるように努めます。

2 相談機能の充実

現行の3障害総合相談支援ネットワーク機能を充実発展させ、24時間体制を視野に入れた迅速で専門性の高い対応に努めます。

3 権利擁護体制の充実

総合相談支援ネットワーク・家族を含む当事者団体・NPO等と連携し、成年 後見制度や地域福祉権利擁護事業などの活用により、問題解決に向けた対応を図 ります。

4 社会参加への支援

余暇活動や当事者団体活動の充実に向けた環境づくりに努めるとともに、市政への当事者の参画を積極的に進めます。

5 バリアフリー社会の推進

すべての人々が不自由なく日常生活を送れるように、バリアフリーの理念に基づいたまちづくりを総合的に推進します。

6 災害対応システムの構築

障害者に配慮した避難場所や備蓄品を確保し、その情報提供を進めます。

7 障害理解の教育、啓発の推進

学校教育、職員研修、市民啓発事業などの実効性を高めるため、必要に応じて障害当事者講師の派遣や現場実習などをきめ細かく、継続的に実施します。

- ※バリアフリー:ハンディキャップを負った人々が社会生活をしていく上で、障壁(バリア)となるものを除去するという意味。段差などの物理的な障壁の除去をいうことが多いが、より広く、社会生活を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられている。
- **※ノーマライゼーション**:障害のある人もない人も互いに助けあい、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会をめざす、という考え方。

⑤ 同和問題(部落差別)を解決するために

●現状と課題●

同和問題(部落差別)は、日本社会の差別構造のなかでも大変深刻な問題です。同和問題(部落差別)に関する差別意識と偏見は根深く、差別解消に向けた抜本的な取り組みが必要です。

2002年(平成14年)3月で国の「同和対策事業特別措置法」は終了したものの、被差別部落出身者への身元調査、就職差別、結婚差別、差別発言、差別落書き、インターネットへの差別書き込みなどの差別事件が今なお、あとを絶ちません。

また、同和問題を口実にした「えせ同和団体」による不当、不法な行為は、同和問題に対する誤った意識を植えつける大きな原因となっているばかりでなく、差別意識と偏見を助長するものであり、毅然たる対応が求められます。

藤沢市ではこれまで、当事者団体との連携や市民に対する人権啓発事業を行ってきましたが、今後も引き続き取り組みを進めていきます。

■主要施策の方向■

1 相談体制の充実と当事者団体との連携

相談しやすい環境を整えるなど相談体制を充実させるとともに、当事者団体と連携し、差別を解消するための取り組みを推進します。

2 実態の把握

人権や同和問題に関する市民意識調査を行うなど実態把握に努め、施策に活かします。

3 個人情報の保護の徹底

就職差別、結婚差別に結びつく身元調査による個人情報漏洩を防ぐために、戸籍・ 住民票取扱い窓口での対応を徹底します。

4 えせ同和行為への対抗策

同和問題を口実として企業や行政機関に不当な要求や不法な行為を求める「えせ 同和行為」には毅然とした態度で応ずるように市民、企業、職員に啓発・教育を行 います。また、差別図書などの購入をしないように啓発指導を進めます。

5 就職差別解消のための啓発

就業や採用において差別があってはならないことを事業主、教育機関、関係機関 へ啓発を進めます。

6 同和問題(部落差別)に関する教育、啓発の推進

同和問題(部落差別)に関する正しい知識の習得と理解を深めるために、学校教育、 社会教育などあらゆる機会を通し、教育・啓発を進めます。

〈同和問題とは…〉

いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態におかれることを強いられ、今なお、日常生活の上でいるいろな差別を受けるなどの我が国固有の人権問題です。

この問題の解決を図るため、地方公共団体は国とともに、昭和 44 年以来 33 年間、特別措置法に基づき、地域改善対策を行ってきました。その結果、同和地区の劣悪な環境に対する物的な基盤整備は着実に成果を上げ、一般地区との格差は大きく改善されました。しかしながら、結婚、就職問題を中心とする差別事案はいまだに後を絶ちません。

6 外国人市民の人権を尊重するために

●現状と課題●

藤沢市に住む外国籍市民の人口は、1981年(昭和56年)の約1,000人が2006年(平成18年)には約6,000人と6倍になっています。特に、1985年(昭和60年)頃から1993年(平成5年)頃にかけて南米の人を中心に急激に増え、その後は微増傾向をたどっています。

また近年、勤労者、研修生、実習生、国際結婚も増加し定住化が進むにつれ、言語、宗教、習慣の違いからさまざまな人権問題が発生しています。外国人市民からの相談も就労、住宅、教育、医療、保健、福祉など生活全般におよび内容も複雑化しています。このため、藤沢市では外国人市民を対象とした生活・行政相談や多言語情報提供などの事業を行っています。さらに外国人市民をより理解・尊重し、偏見や差別をなくすための教育・啓発や国際交流など当事者と協働した施策の推進が強く求められます。

■主要施策の方向■

1 外国人市民の権利の保障

● 外国人市民の市政への参加促進と参政権の確立

日本国籍をもたない外国人でも積極的に市政に意見を述べることができるように審議会等委員への参加を進めます。また、住民投票への参加について実現するように検討するとともに納税者・生活者としての意見を反映させるために、地方参政権の確立について、他の自治体と連携しながら国に働きかけることを検討します。

- ●「(仮称) 外国人市民会議」の設置 外国人市民の意見を市政に反映させるために、「(仮称) 外国人市民会議」の設 置を検討します。
- 藤沢市が行う各種調査において国籍にかかわらず、すべての市民を対象とし、外国籍市民への差別がないように取り組みます。

2 相談・支援体制の充実

- 多様なニーズの相談にきめ細かく対応するために、出身国の母語による専門員を 配置するとともにNGO・NPOと連携を図り、相談・支援体制の充実に努めます。
- 市内の標識や案内などを多言語で表示します。

3 就学支援

就学前の子どもをもつ保護者に対し、日本の教育システムについて情報提供を行います。また、未就学児や学校になじめない児童生徒に対し、個々のケースに即したきめ細かい対応に努めます。

4 医療・保健・福祉支援

医療受診をはじめ、健康診断、国民年金や健康保険加入、介護や子育て支援、 そして障害者の社会参加等について、一人ひとりが安心して暮らせるように支援 します。また、藤沢市に永住し、国民年金の非受給者となっている高齢者、障害者 に対する支援を進めます。

5 住宅施策の充実

NPO等と連携し賃貸住宅等に関する情報提供などにより、入居差別の解消を図ります。

6 災害対応システムの構築

大地震などの災害に備え、また発生した時に混乱なく避難できるように市内の要所に多言語あるいは、やさしい日本語を使用した表示をします。さらに災害時の行動について情報提供を行います。

7 外国人市民への理解を促す教育、啓発の推進

外国人市民に対する差別・偏見をなくし、多文化について理解を深めるために学 校教育、社会教育などのあらゆる機会を通し、教育・啓発を進めます。

7 患者等の人権を尊重するために

●現状と課題●

誰もが心身ともに健康で安心して暮らすことは基本的な権利であり、そのためには 病気への理解とともに適正な医療を受けられることが必要です。

しかし、病気についての無理解や誤解から、 $H I V^{(*)}$ 感染者、エイズ $^{(*)}$ 発症者をはじめ、ハンセン病患者・元患者、難病患者、感染症患者、精神科疾患患者等で保健・医療サービスを受ける市民に対し偏見をもつ人がまだ少なからずいます。

また、患者自身が疾病を克服するためにも、疾病と診療内容を十分理解することが必要です。診療情報を積極的に提供することにより、医療従事者等と患者等とのより良い信頼関係を築き、両者が共同して疾病を克服することを目的に「診療情報の提供等に関する指針」(2003.9:厚生労働省)が策定されています。

このようなことから、藤沢市民病院では、医師等医療従事者と患者相互の理解を深めるため「患者さんの権利と責任」(適切な医療を受ける権利・知る権利・自己決定の権利・医療機関を選択する権利、セカンドオピニオン(※)・プライバシーが保護される権利・医療に協力する責任)について、その考え方を明らかにしています。

藤沢市では、2006年(平成18年)に藤沢市保健所を開設し、市民の健康増進に関するサービスを保健センターと一元的に進める体制を整えました。

今後はさらに、患者等の人権を地域社会全体で支えていく環境づくりを進めていく 必要があります。

■主要施策の方向■

1 患者本位の保健・医療サービスの推進

市内のどの医療機関においても、「患者さんの権利と責任」の考えのもとに医療が行われるように患者側の権利と医療機関の義務の両面からの啓発に努めます。

2 病気に即した保健・医療・福祉サービスの充実・強化と人権尊重の推進

精神障害等がある人が社会復帰をし、自立と社会経済活動への参加ができるように保健及び福祉に関する相談・訪問事業等の充実を図ります。また、感染症患者や難病患者等に対しては、人権に配慮した相談・健診事業などの充実を図ります。さらに、保健・医療・福祉サービスに従事する者に対しては、患者の人権尊重に向けた取り組みを推進します。

3 病気についての正しい知識の普及啓発の推進

差別(人権侵害)は、幼い頃からの誤解や偏見から生まれるため、疾病についても発育段階に応じ、正しい理解が深まるよう知識の普及啓発に努めます。

- ※HIV: (human immunodeficiency virus) ヒト免疫不全ウィルス。
- ※エイズ: HIVに感染しておこる病気で、感染すると身体を病気から守る免疫系が破壊されて身体の抵抗力が低下し、さまざまな感染症や悪性腫瘍を合併する。
- **※セカンドオピニオン**:よりよい決定をするために、もう一人の人から聴取する意見。医療の分野では、 一人の医師の意見だけで決めてしまわずに、別の医師の意見も聞いて患者が治療法などを決めること。

8 就労者の人権を尊重するために

●現状と課題●

近年、就労構造の激変や労働環境がめまぐるしく変化するなか、藤沢市では就労者の権利啓発や支援に努めてきました。雇用の場における男女の均等待遇や、仕事と子育ての両立支援については、良好な職場環境づくりを推進してきましたが、いまなお多くの課題が残っています。若年層や高齢者の就労については、就業体験研修や無料職業紹介事業等を実施していますが、いっそうきめ細かな施策や就職支援策の充実が求められています。障害者の就労については、事業所を訪問し、雇用の依頼を実施するなど就労の促進に努めていますが、まだ充分な理解を得られているとはいいがたく、引き続き雇用の拡大を図ることが必要です。また、雇用や就労環境の変化により、労働相談も多様化、複雑化しており、専門家による相談窓口を今後も継続することが大切です。

■主要施策の方向■

1 若年層・高齢者の就労支援

関連諸団体と連携し、無料紹介事業「藤沢しごと相談システム」の運営、若年層や高齢者の能力開発や就職支援を充実させます。また、若年層を中心とした非正規雇用から正規雇用への促進や、高齢者の雇用の延長や再就職のあっせんを事業主等に対し積極的に働きかけます。

2 障害者の就労支援

事業主に対し、さらなる障害者雇用促進と、身体障害者のみならず、知的・精神 障害者についても雇用の促進を図るように働きかけます。

3 外国人市民の就労支援

就労・雇用に関するきめ細かな情報提供をはじめ、関係機関との連携を密にしながら、外国人市民の就労の促進を図ります。

4 労働相談の充実

複雑かつ多様化する相談に対応するため、今後とも労働問題の専門である社会保険労務士による適切な相談の充実を図ります。

5 仕事と家庭との両立支援の推進

男女ともに仕事と家庭との両立を図るために、事業主及び就労者に対し、労働時間の短縮、有給休暇や特に男性の育児休業や介護休業の取得推進に向けた啓発を進めます。さらに、IT技術等を活用した個人のライフスタイルに応じた時間や場所にとらわれない、多様で柔軟な働き方の実現に努めます。

6 就労者の権利に関する啓発の推進

職業・職種によって差別されることのないように、また就労者の権利が守られるようにさまざまな法令に定められた就労者の権利について、事業主や就労者に対し、 系統的な情報提供や啓発を推進します。

9 犯罪被害者の人権を尊重するために

●現状と課題●

犯罪によって被害者は生命の危機にさらされ、身体や心を傷つけられ、財産を奪われるといった深刻な被害に直面させられます。また被害者本人のみならず、家族も多大な苦痛を被り、経済的理由により生活そのものが破壊されてしまうこともあります。 加えて、興味本位のうわさや中傷、心ない言動により名誉が毀損されたりプライバシーが侵害されたりするなど、二次的な被害を受けることもあります。

「犯罪被害者等基本法」の施行(2005.4)以降、犯罪被害者への精神的、経済的、 医療的、情報的支援が整備されつつありますが、藤沢市においても、相談・支援体制 の充実、犯罪被害者の人権についての啓発を推進することが求められます。

■主要施策の方向■

1 支援・相談の充実

犯罪被害者の精神的な立ち直りを支援するとともに関係機関や支援団体と連携し、 相談体制の充実を検討します。

2 犯罪被害者に関する教育・啓発の推進

犯罪被害者について正しい理解を促すために、学校教育や社会教育の場において、教育・啓発に取り組みます。特に当事者の精神的被害への理解を深め、二次的被害が発生しないように努めます。

□ ホームレス(野宿生活者)の人権を尊重するために

●現状と課題●

近年、経済のグローバル化や雇用構造の変化、所得格差の拡大などにより、多重債務を抱えるなどの理由から、ホームレス(野宿生活者)が増加しており、新たな人権課題となっています。ホームレス(野宿生活者)は、路上、公園、河川敷、海岸などさまざまな場所に暮らし、ときに他の地域へ移動しながら生活しており、広域的な対策が必要となります。特に中高年層が多いことから、健康維持対策が求められています。

2002年(平成 14年)には「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が施行され、自立支援へ向けて取り組まれていますが、ホームレスに対する差別や偏見による人権侵害も増えており、犯罪や悲惨な事件に発展する場合もあります。雇用の確保、自立支援をはじめ、ホームレスへの差別や偏見をなくすために市民への教育や啓発を行うことが大変重要です。

■主要施策の方向■

1 自立支援・生活支援

自立支援、生活支援のための施設の確保、職業訓練、雇用のあっせん等を関係機関、 近隣自治体と連携して行います。

2 健康維持への対策

健康維持や病気、感染症対策に努めるとともに、無保険者についても、医療・保 健サービスが受けられるように対策を進めます。

3 実態の把握

関係機関や支援団体と協力し、当事者への実態調査やアンケート調査等を行います。

4 当事者、支援団体との連携

施策を推進し差別・偏見をなくすために、当事者、支援団体と連携します。

5 教育・啓発活動の推進

差別と偏見をなくすために、学校教育や社会教育の場で市民への教育・啓発活動を行い、人権意識の定着に努めます。

Ⅲ さまざまな人の人権を尊重するために

●現状と課題●

近年、情報化の進展や価値観の多様化などによる生活スタイルの変化、人権意識の高まり、そして当事者の取り組みなどにともない、今まで表面化されなかった課題が取り上げられてきています。これらの課題においても深刻な差別と偏見による人権侵害が起きており、具体的な対応策が求められています。また今後、新たな課題が浮上することも考えられます。

◆課題◆

◆ インターネット等での人権侵害

インターネット等を利用した誹謗・中傷などの人権侵害、差別表現や差別用語 の掲載など人権にかかわるさまざまな問題が起きています。

◆ 性的マイノリティ^(※) の人々

● 性同一障害

生物学的な性(からだの性)と性の自己意識(こころの性)が一致しないために社会生活に支障をきたしている人々がいます。2004年(平成16年)には「性同一障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行されましたが、いまだ偏見や差別があります。

● 性的指向

性的指向とは性的意識の対象が異性、同性または両性のいずれかに向かうかを示す概念のことで、異性愛、同性愛、両性愛を指します。同性愛者などに対する偏見は根強く、社会生活の中で差別されることがあります。

◆ 先住民族

北海道に先住していたアイヌ民族には独自の豊かな文化がありますが、明治以降の同化政策などにより、今日では文化、言語、生活様式は充分な保存、伝承が図られているとは言い難い状況にあります。1997年(平成9年)には「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が施行されていますが、いまだ民族としての尊厳回復には至っていません。アイヌの人々への理解不足から、偏見や差別が依然として存在しています。

◆ 刑を終えて出所した人々

刑を終えて出所した人々やその家族に対しての偏見には根強いものがあり、就職や住居の確保などに際して困難が生じています。

◆ 婚外子

婚外子は就学、就職、結婚等において、また戸籍制度や相続において差別される場合があります。

◆ 複合差別

複数の要因が複雑にからみあい表面化した差別事象が生じている場合もあります。

■主要施策の方向■

1 相談窓口、相談機関の明確化

前述の課題に対応するための相談窓口、機関を明確にし、即応できるように体制の整備を図ります。

2 現行法の活用と市独自策の検討

すでに法律が制定され、取り組みが行われている分野もありますが、現行法では 対応が不十分な場合については、本市独自の支援策についても検討を進めます。

3 インターネット利用の適正化

インターネット等の利用における情報モラルの普及や人権に関する正しい理解を 深める啓発に努めます。

4 各分野にわたる教育、啓発の推進

市民、職員が人権感覚をみがき、さまざまな視点から差別事象をとらえることができる人権教育・人権啓発を進めます。

また、広報紙、ホームページ、ケーブルテレビそしてFM放送などによる情報提供や啓発を進めます。

※性的マイノリティ:同性愛者、半陰陽者、性同一障害者など異性愛が規範であるという考え方から外れていて、性をめぐって社会的に差別されるおそれのある人々の総称。性的少数派ともいう。

V 今後の人権行政のあり方

■ 目標達成プログラムの策定

指針で明示された課題を具現化するために、それぞれの課題ごとに具体的な達成すべき目標等を取り入れた、より実効性のある目標達成プログラムの策定を進めます。

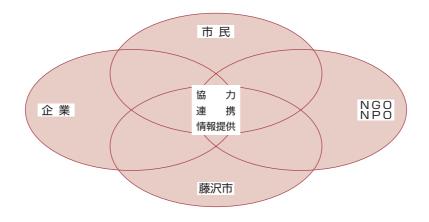
2 人権行政の点検とチェック機能

- あらゆる施策について指針をもとに自己点検・見直しを行います。
- 今後、策定する各種基本計画・実施計画等には、人権尊重の視点を取り入れます。
- 施策の進捗状況について、「ふじさわ人権協議会」など市民参加を得た外部の機関 に諮り、その改善を図ります。

3 市民との協働

多様な形態で生ずる人権問題に対しては、迅速で専門的かつ柔軟な対応が必要とされます。そのためには、公的機関の対応だけではなく、NPO、企業、市民など多様な人々との連携・協力が不可欠です。行政施策の企画・立案から推進まで、さまざまな主体が参画し、それぞれの特色を生かしながら社会全体で人権問題に取り組めるような仕組みづくりの検討を進めます。

また、市の人権施策や啓発活動等を継続して推進、調査、検討する核となる機関として、「ふじさわ人権協議会」を設置し、多様な主体が気軽に参加でき、協働して各種施策に取り組めるような方策を検討します。



4 「(仮称) 人権総合センター」設置の研究

市民からの相談が多様化するとともに、さまざまな領域が重複する相談が増えており、これまでの分野別窓口のみでは対処できなくなっています。また、DV や児童虐待、高齢者虐待等の緊急性・専門性を要するものなど、単なる相談だけにとどまらない積極的な支援が求められています。一時保護施設や研修施設、人権関係情報の収集・提供・分析・研究をする機能を備え、多岐にわたる人権施策を統合し、総合的に進めていくための拠点となる「(仮称)人権総合センター」の設置について研究します。

5 人権基本条例の検討

総合的、複合的に、そして市民と協働しながら人権行政を推進していくためには、 人権基本条例の制定が重要です。人権尊重の基本姿勢、行政の役割と責務、市民の 責務と権利などを明確にした人権基本条例について検討します。

「藤沢市人権施策推進指針」策定経過

2005年(平成17年)

- 6.23 人権事務事業推進連絡会・人権施策関係課に対し、人権に関する
- 7.7 現状・課題についての調査を実施
- 7.14 第2回藤沢市人権事務事業推進連絡会開催

2006年(平成18年)

- 4.6 点 ふじさわ人権懇話会へ「藤沢市人権施策推進指針の策定について」諮問 点 第 1 回ふじさわ人権懇話会開催
- 4月 「人権に関する現状と課題について調査票」シートを作成 ~5月 「藤沢市人権施策体系表」及び「藤沢市人権施策事業概要」を作成
 - 4.14 ! 第2回ふじさわ人権懇話会開催
 - 5.9 第3回ふじさわ人権懇話会開催
 - 5.22 第4回ふじさわ人権懇話会開催
 - 5.30 | 第5回ふじさわ人権懇話会開催
 - 6.27 第6回ふじさわ人権懇話会開催
 - 7.11 第7回ふじさわ人権懇話会開催
 - 7.18 | 第2回藤沢市人権事務事業推進連絡会開催
 - 7.24 第8回ふじさわ人権懇話会開催
 - 8.8 第9回ふじさわ人権懇話会開催
 - 8.14 第1回ふじさわ人権懇話会正副会長会議

8.22	第10回ふじさわ人権懇話会開催			
8.29	第2回ふじさわ人権懇話会正副会長会議			
9.4	第11回ふじさわ人権懇話会開催			
9.21	第12回ふじさわ人権懇話会開催			
10. 3	第13回ふじさわ人権懇話会開催			
10. 17	第3回ふじさわ人権懇話会正副会長会議			
10. 20	第14回ふじさわ人権懇話会開催			
10. 24	第3回藤沢市人権事務事業推進連絡会開催			
11. 8	第15回ふじさわ人権懇話会開催			
11. 14	第16回ふじさわ人権懇話会開催			
11. 28	ふじさわ人権懇話会「藤沢市人権施策推進指針提言(案)」に対する パブリックコメント実施			
2007年(平成19年)				
1. 11	第17回ふじさわ人権懇話会開催			
1 . 18	ふじさわ人権懇話会から「藤沢市人権施策推進指針策定に向けての提言」(答申)			
1. 23	: 23 ¦ 政策会議「藤沢市人権政策推進指針」(案)について			
1.24	助役所管部長会議「藤沢市人権政策推進指針」(案)について			

ふじさわ人権懇話会「藤沢市人権施策推進指針提言(案)」に対する

パブリックコメント公表

市議会総務常任委員会に報告

第4回藤沢市人権事務事業推進連絡会開催

1.26

2.26

1.29

2.26

ふじさわ人権懇話会要綱

制定 平成18年4月1日

(目的及び設置)

第1条 互いの人権を尊重し、認め合い、市民一人ひとりの人権が保障される社会の実現に向け、この市の人権施策を推進するための基本理念を示す人権施策推進指針(以下「指針」という。)を策定するに当たり、専門分野及び市民からの様々な意見及び提言を反映させるため、この市にふじさわ人権懇話会(以下「懇話会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 懇話会は、次に掲げる事項に関し、市長の諮問に応じて調査審議する。
 - (1) 指針において定めるべき事項
 - (2) 人権施策を推進するために必要な事項

(組織)

- 第3条 懇話会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 人権関係団体の職員
 - (3) 市民

(仟期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 懇話会に、会長及び副会長2人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、議事その他の会務を総理し、懇話会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会は、市長の要請に基づき、会長が招集する。

(議事)

- **第7条** 懇話会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 2 懇話会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させてその説明若しくは意見を聴き、又は関係機関の長その他の職員に対して資料の提出を求めることができる。

(結果の報告)

第9条 懇話会は、会議が終了したときは、その結果を市長に報告しなければならない。

(報酬等)

第10条 委員の報酬等については、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和 37 年藤沢市条例第 36 号)の定めるところによる。

(庶務)

第11条 懇話会の庶務は、市民自治部市民相談課において処理する。

(委任)

第12条 前各条に定めるもののほか、議事の手続その他懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成19年3月31日限り、その効力を失う。

ふじさわ人権懇話会委員

(50 音順)

	氏	名	役 歴 等	
池	田	みどり	人権擁護委員	副会長
井	上	利 政	市民公募委員	
牛	島	秀保	神奈川県総合療育相談センター地域企画課長	
小	Ш	泰子	特別養護老人ホーム「ラポール藤沢」施設長	
片	岡	理智	フリーライター	
エ	藤	定次	社) 神奈川人権センター事務局長	副会長
鈴	木	寛	市民公募委員	
仁	井	テリー	外国籍県民かながわ会議委員長	
依	田	雍 子	藤沢市手をつなぐ育成会会長	
和	田	若人	神奈川県人権啓発推進会議委員	会 長

藤沢市人権事務事業推進連絡会要綱

制 定 平成17年5月13日 一部改正 平成18年4月1日

(目的及び設置)

第1条 この市の行う人権に関する事務事業(以下「人権事業」という。)の円滑な推進 を図るため、この市に藤沢市人権事務事業推進連絡会(以下「連絡会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 連絡会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 人権施策に係る基本的な指針の策定及び推進に関すること。
 - (2) 人権教育及び人権啓発に関する施策の推進に関すること。
 - (3) 人権事業の総合的な企画及び調整に関すること。

(組織)

- 第3条 連絡会は、会長及び別表に掲げる課の長(以下「人権関係課長」という。)をもって組織する。
- 2 会長は、市民自治部長をもって充てる。
- 3 会長は、議事その他の会務を総理し、連絡会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、人権関係課長のうちからあらかじめ会長が指名する人権関係課長がその職務を代理する。

(会議)

- 第4条 連絡会は、会長が招集する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、人権関係課長の求めに基づき連絡会を招集することができる。
- 3 会長に事故がある場合における前2項の規定の適用については、前条第4項の規定により指名された人権関係課長は、会長とみなす。

(意見の聴取)

第5条 会長は連絡会を招集する場合において、必要があると認めるときは、人権関係課長以外の職員又は関係者をその会議に出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 連絡会の庶務は、市民相談課及び市民自治推進課において処理する。

(委任)

第7条 前各条に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡会に 諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

行政総務課 職員課 涉外課 男女共同参画課 市民相談課 情報管理課 福祉推進課 保健予防課 市民健康課 高齢福祉課 児童福祉課 障害福祉課 生活福祉課 勤労市民課 公共建築課 住宅課 土木計画課 病院総務課 教育総務課 学務課 学校教育課 生涯学習課 青少年課

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成 12 年法律第 147 号)

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する 認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又 は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現 状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんが み、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進に ついて、国、地方公共団体及び国民の責務を明ら かにするとともに、必要な措置を定め、もって人 権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の滋養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

- 第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。(国の青務)
- 第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発 の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、 人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及 び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国 との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、 人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及 び実施する責務を有する。

(国民の青務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めると ともに、人権が尊重される社会の実現に寄与する よう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策 の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育 及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなけ ればならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権 教育及び人権啓発に関する施策についての報告を 提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策 を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る 事業の委託その他の方法により、財政上の措置を 講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号)第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

衆議院法務委員会「人権教育及び人権啓発の推進に関する 法律案に対する附帯決議」

この法律の施行に伴い、政府は、次の点につき格段の配 慮をされたい。

- 1 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮し、地方自治体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 2 前項の基本計画は、「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにすること。
- 3 「人権の二十一世紀」実現に向けて、日本における人権 政策確立の取組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であ り、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。

参議院法務委員会「人権教育及び人権啓発の推進に関する 法律案に対する附帯決議」

政府は、「人権の二十一世紀」を実現するため、本法の施行に当たっては、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 1 人権教育及び人権啓発の推進に関する本法の基本理念並びに国、地方公共団体及び国民の責務について周知徹底を図り、特に公務員による人権侵害のないよう適切な措置を講ずること。
- 2 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、地方公共団体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 3 人権教育及び人権啓発に関する基本計画は、「人権教育 のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充 実したものにすること。
- 4 人権政策は、政治の根底・基本に置くべき重要課題であることにかんがみ、内閣全体でその取組に努めること。 右決議する。

「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画

平成9年7月4日 人権教育のための国連 10 年推進本部

「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画

平成6年(1994年)12月の国連総会において、 平成7年(1995年)から平成16年(2004年) までの10年間を「人権教育のための国連10年」 とすることが決議された。

これを受けて、政府は「人権教育のための国連 10年」に係る施策について、関係行政機関相互の 緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推 進を図るため、平成7年(1995年)12月15日、 閣議決定により、内閣に人権教育のための国連10 年推進本部を設置した。

推進本部は平成8年(1996年)3月18日,第1回会合を開催し、政府として積極的な取組を推進していくことを確認した後、国内行動計画の策定作業を進め、平成8年(1996年)12月6日に、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画(中間まとめ)を公表した。

その後、推進本部においては、中間まとめに対して各方面から寄せられた意見等に十分配慮しつつ検討を進め、このたび「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画を取りまとめた。

人権教育のための国連 10 年推進本部は、この国内行動計画に掲げられた諸施策の着実な実施等を通じて、人権教育の積極的推進を図り、もって、国際的視野に立って一人一人の人権が尊重される、真に豊かでゆとりのある人権国家の実現を期するものである。

(注)「人権教育」とは、「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と「人権教育のための国連10年行動計画」において定義されている。

1. 基本的考え方

(1) 冷戦終了後、東西対立の崩壊とともに、世界 各地で地域紛争やこれに伴う顕著な人権侵害、 難民発生など、深刻な問題が表面化した。しか し、一方で東西対立の崩壊は、国際社会全体での 議論を可能とする環境を創り出し、人権に取り組 む気運が高まった。

平成5年(1993年)には、世界人権宣言採択45周年を機に、これまでの人権活動の成果を検証し、現在直面している問題、今後進むべき方向を協議することを目的としてウィーンにおいて世界人権会議が開催された。この会議は全ての人権が普遍的であり、人権が正当な国際的関心事であ

ることを確認し、人権教育の重要性を強調した点で重要な出来事であった。以後、国連としての人権に対する取組も強化され、平成6年(1994年)には人権問題を総合的に調整する役割を担う国連人権高等弁務官が創設されたほか、第49回国連総会(平成6年(1994年)12月)では「人権教育のための国連10年」を決定する決議が採択された。また、平成7年(1995年)9月に北京で開催された第4回世界女性会議においては、女性の権利は人権であることが明確に謳われるとともに、人権教育の重要性が指摘された。こうした動きは、人権に対する国際的関心が結晶化したものである。

人権の擁護・促進のためには、そもそも人権とは何かということを各人が理解し、人権尊重の意識を高めることが重要であり、人権教育は、国際社会が協力して進めるべき基本的課題である。

(2) 人権教育の推進に当たっては、このような国際的潮流とともに、平成8年(1996年)5月17日の地域改善対策協議会意見具申に述べられている次のような認識を踏まえることが重要である。

「今世紀、人類は、二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、平和が如何にかけがえのないものであるかを学んだ。しかし、世界の人々の平和への願いにもかかわらず、冷戦構造の崩壊後も、依然として各地で地域紛争が多発し、多くの犠牲者を出している。紛争の背景は一概には言えないが、人種、民族間の対立や偏見、そして差別の存在が大きな原因の一つであると思われる。こうした中で、人類は、『平和のないところに人権は存在し得ない』、『人権のないところに平和は存在しけない』という大きな教訓を得た。今や、人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識になりつつある。このような意味において、21世紀は『人権の世紀』と呼ぶことができよう。

我が国は、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとする人権に関する多くの条約に加入している。懸案となっていた『あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約』(人種差別撤廃条約)にも加入した。世界の平和を願う我が国が、世界各国との連携・協力の下に、全ての人の人権が尊重され、あらゆる差別の解消を目指す国際社会の重要な一員として、その役割を積極的に果たしていくことは、『人権の世紀』である21世紀に向けた我が国の枢要な責務というべきである。」

- (3) 翻って我が国社会を見ると、依然として、様々 な人権問題が存在している。また、近年、著しく 国際化、ボーダーレス化が進展している状況下に おいて、広く国民の間に多元的文化、多様性を容 認する「共生の心」を醸成することが何よりも要 請される。このため、各種の啓発と相まって、人 権に関する教育の一層の充実を図る必要がある。 さらに社会の複雑化,個々人の権利意識の高揚, 価値観の多様化等に伴い、従来あまり問題視され なかった分野においても各人の人権が強く認識さ れるようになってきたことから、新たな視点に立 った人権教育・啓発の必要性も生じてきている。 このような我が国の現状に鑑みると、「人権教育の ための国連 10年」は、全ての人権の不可分性と相 互依存性を認識し、人権尊重の意識の高揚を図り、 もって「人権」という普遍的文化の創造を目指す ものであって、その意義は極めて重要である。
- (4) この国内行動計画は、憲法の定める基本的人権の尊重の原則及び世界人権宣言などの人権関係国際文書の趣旨に基づき、人権の概念及び価値が広く理解され、我が国において人権という普遍的文化を構築することを目的に、あらゆる場を通じて訓練・研修、広報、情報提供努力を積極的に行うことを目標とする。

また、人権教育を進めるに当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する取組を強化するとともに、本10年の展開において、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人などの重要課題に積極的に取り組むこととする。

- (5) さらに、我が国は人権分野でも国際社会において積極的な役割を果たして行くべきであり、特に国連を始めとする人権関係の国際的フォーラムは重要である。そのためにも、我が国の国民の生活が深く他国の国民の生活と結びついていることを認識しつつ、人権教育の推進を通じ、他国・他地域の人権状況についても関心を深め、国内外の人権意識の高揚を図っていくことが必要である。また、本10年の実施に当たっては、国内的実施措置とともに、国際社会、なかんずくアジア太平洋地域の国々と協力・協調して人権教育を促進していくとの視点が必要である。
- (6) また、人権の問題は、国民一人一人が人権の 意識を高め、他者の価値を尊重する意識、態度の 涵養が重要である。このためには、政府の果たす 役割とともに、地方公共団体、民間団体等に期待 される役割も大きい。

このため、地方公共団体、民間団体等がそれぞれの分野において、この行動計画の趣旨に沿った様々な取組を展開することを期待する。政府としては、この計画を実施するに当たっては、これらの団体等の取組、意見に配慮する。また、人権教育を広く国民各層に浸透させるため、様々な機会をとらえて「人権教育のための国連 10 年」の趣旨等を広める必要がある。

2. あらゆる場を通じた人権教育の推進

(1) 学校教育における人権教育の推進

学校教育においては、日本国憲法及び教育基本 法並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約 等の精神にのっとり、人権教育を推進する。その 際、依然として様々な人権問題が存在しているこ とを踏まえ、初等中等教育においては、幼児児童 生徒がすべての人の人権を尊重する意識を高める 教育を一層充実する。また、大学教育においては、 それまでの教育の成果を確実なものとし、人権意 識を更に高揚させるよう配慮する。

特に、以下の諸施策を積極的に推進する。

- ① 初等中等教育において、児童生徒の発達段階に即し、各教科、道徳、特別活動等の特質に応じながら、各学校の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にした教育を推進する。なお、幼児期の教育においては、幼児の発達の特性を踏まえ、人権尊重の精神の芽生えを育むことに努める。
- ② 研究指定校等による実践的調査研究や各種資料の作成等により、人権教育に関する指導内容・方法を充実させる。また、このような趣旨を実現するため、地方公共団体や学校による、地域や学校の実態に即した取組を一層促進する。さらに、教員等を対象とする各種研修や情報の提供等により学校における人権教育を支援する。
- ③ 各大学における人権に関する教育・啓発活動 について、一層の取組に配慮する。
- (2) 社会教育における人権教育の推進

社会教育においても、日本国憲法及び教育基本 法の精神にのっとり、人権尊重の意識を高める教 育が推進されてきており、今後とも、人権を現代 的学習課題の一つとして示した生涯学習審議会答 申(平成4年(1992年)7月)等を踏まえ、生 涯学習の振興のための各種の施策を通じて、人権 に関する学習を一層推進していく。

特に、以下の諸施策を積極的に推進する。

① 公民館を始めとする社会教育施設を拠点とした学級・講座の開設,ボランティア活動の推進

を図るとともに、大学の公開講座の実施等により、人権に関する学習機会を充実させる。

- ② 人権に関する学習活動を総合的に推進するための事業を実施する。
- ③ 非識字問題の解消を図る識字教育を充実するとともに、障害者等の学習機会を充実させる。
- ④ 人権に関する学習活動のための指導者養成, 資料の作成,学習情報提供・学習相談体制の整備・充実を図る。
- (3) 企業その他一般社会における人権教育等の推進 企業その他一般社会においても、人権思想の普 及・高揚のための人権教育・啓発を推進している ところであるが、人権尊重の意識のさらなる高揚 を図るため、特に以下の施策を推進する。
 - ① 人権が侵害された場合における被害者の救済 に関する施策について調査研究する。
 - ② 一般社会における人権教育の手法等に関する 調査研究、人権教育に関するプログラムの開発 及び人権擁護に関するマニュアル、パンフレット、教材、資料等の作成を行い、これによる効 果的な啓発活動を推進する。
 - ③ 世界人権宣言を始めとする国連人権関係文書の趣旨の普及・広報及びマスメディアの活用を図る。特に世界人権宣言採択50周年に当たる平成10年(1998年)には、記念式典を始めとする各種記念事業を実施する。
 - ④ 人権擁護委員を始めとする人権教育の指導者 の育成及びボランティアの積極的活用を図る。
 - ⑤ 人権に関する情報の整備・充実を行い、一般 市民が利用しやすい環境を整備する。
 - ⑥ 人権相談体制の充実により人権思想を普及・ 高揚させる。
 - ⑦ 財団法人人権教育啓発推進センターにおける, 人権教育及び人権啓発を推進し, 支援するための活動に対して, 関係省庁はこれを積極的に支援する。
 - ⑧ 企業等に対して就職の機会均等を確保するための公正な採用選考システムの確立が図られるよう指導・啓発を行う。
- (4) 特定の職業に従事する者に対する人権教育の推進 人権教育の推進に当たっては、人権にかかわり の深い特定の職業に従事する者に対して、人権教 育に関する取組を強化する必要がある。

そこで、以下のとおり特定の職業に従事する者 に対する研修等における人権教育の充実に努める。

① 検察職員

人権を尊重した検察活動を徹底するため、検 察官及び検察事務官に対する各種研修における 人権教育を充実させる。

- ② 矯正施設·更生保護関係職員等
 - ア 刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所等 の矯正施設における被収容者の人権の尊重を 図る観点から、矯正施設の職員の各種研修に おける人権教育を充実させ、施設の監督職員 に対する指導を行う。
 - イ 保護観察対象者並びに刑務所や少年院等矯 正施設に在所中の者及び引受人等関係者の人 権の尊重を図る観点から、保護司研修及び更 生保護関係職員に対する各種研修における人 権教育を充実・徹底する。
- ③ 入国管理関係職員

出入国審査,在留資格審査等の対象たる外国 人及び入国者収容所等の収容施設における被収 容者の人権の尊重を図る観点から,入国審査官, 入国警備官等に対する各種研修における人権教 育を充実させる。

④ 教員・社会教育関係職員 学校の教員や社会教育主事などの社会教育関係職員については、各種研修、資料の作成等を 通じ、人権に関する理解・認識を一層向上させる。

⑤ 医療関係者

医師・歯科医師・薬剤師・看護婦・理学療法士・作業療法士等医療関係者を育成する学校や 養成所における人権教育を拡充する。

- ⑥ 福祉関係職員
 - ア 民生委員・児童委員に対する人権に関する 研修を充実させる。
 - イ ホームヘルパーや福祉施設職員に対する子 ども、高齢者、障害者等の人権に関する研修 を充実させる。
 - ウ 社会福祉施設職員及び介護福祉士等の養成・研修に対し、人権意識の普及・高揚が図られるようその教育研修の内容を充実させる。
 - エ 保母養成施設など児童福祉関係職員養成所 における子どもの人権についての教育を充実 させる。
- ⑦ 海上保安官

法の励行に携わる海上保安官の人権を尊重する知識の涵養を図るため、海上保安大学校等の教育機関の学生に対する人権教育、海上保安官に対する階層別研修における人権教育を充実し、質の向上に努める。

⑧ 労働行政関係職員

労働基準監督署職員及び公共職業安定所職員 については、各種研修の場を通じ、人権に関す る理解・認識を一層向上させる。

9 消防職員

消防大学校において,消防職員に対し,人権 教育を実施する。

⑩ 警察職員

人権を尊重した警察活動を徹底するため、「警察職員の信条」に基づく職業倫理教養の推進、適切な市民応接活動の強化を始めとする被疑者、被留置者、被害者その他関係者の人権への配慮に重点を置いた職場及び各級警察学校における教育訓練を充実させる。

① 自衛官

防衛大学校・各自衛隊の幹部候補生学校等に おける各教育課程での人権教育を推進する。

(12) 公務員

すべての公務員が人権問題を正しく認識し、 それぞれの行政において適切な対応が行えるよ う各研修における人権教育を充実させる。

③ マスメディア関係者

人権問題に関してマスメディアが大きな影響力を有していることに鑑み、マスメディアに従事する関係者において人権教育のための自主的取組が行われることを促す。

3. 重要課題への対応

人権教育の推進に当たっては、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人等の重要課題に関して、それぞれの固有の問題点についてのアプローチとともに、法の下の平等、個人の尊重という普遍的な視点からのアプローチにも留意する。

(1) 女性

女性の人権に関しては、昭和54年(1979年) 12月、第34回国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が採択され、近年の国際会議においてもその重要性が大きく取り上げられている。

平成5年(1993年)6月にウィーンで開催された世界人権会議で採択された「ウィーン宣言及び行動計画」において、男女の平等な地位及び女性の人権、特に女性に対する暴力の根絶が打ち出され、同年12月には第48回国連総会において、「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択された。さらに、国連環境開発会議や国際人口・開発会議、社会開発サミットでも女性の人権の重要性が強調された。

平成7年(1995年)9月に北京で開催された 第4回世界女性会議で採択された「北京宣言」に おいて「女性の権利は人権である」と謳われ、「行動綱領」では、「女性と健康」、「女性に対する暴力」、「女性の人権」、「女性とメディア」、「女児」等 12 の重大問題領域が設定され、具体的な行動が提案された。

国内的には、平成8年(1996年)7月、男女 共同参画審議会から「男女共同参画ビジョンー 21世紀の新たな価値の創造ー」が答申され、同 年12月には、男女共同参画推進本部において、 「男女共同参画2000年プランー男女共同参画社 会の形成の促進に関する平成12年(西暦2000年)度までの国内行動計画ー」が策定された。

これらの動向及び「男女共同参画 2000 年プラン」を踏まえ、以下の取組を進める。

- ① 男女共同参画推進本部を中心に、男女共同参画社会の形成に向けて政府一体となった取組の 一層の推進を図る。
- ② 政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため、政府が率先垂範して取組を進めるとともに、企業、各種団体等に対し協力要請を行い、社会的気運の醸成を図る。
- ③ 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革を図るため、人権週間、婦人週間等多様な機会、多様な媒体を通じ、国民的広がりを持った啓発・広報活動を展開する。また、女性の権利に関連の深い国内法令や女子差別撤廃条約、第4回世界女性会議「行動綱領」等の国際文書の内容の周知に努める。
- ④ 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等のため、啓発等を行うとともに、働くことを中心に女性の社会参加を積極的に支援するための事業やその拠点施設の整備を実施する。
- ⑤ 農山漁村の女性が農林漁業・農山漁村の発展に対し、男性とともに積極的に参画できる社会を実現するため、農林漁業や農山漁村社会でのパートナーである男性を含めた家庭及び地域社会において農山漁村の女性の地位向上・方針決定への参画促進のための啓発等を実施する。
- ⑥ 性犯罪,売買春,家庭内暴力等女性に対する あらゆる暴力の根絶に向けて,厳正な取締りは もとより,被害女性の人権を守る観点から,事 情聴取等を被害者の希望に応じた性別の警察官 が行えるようにするなど,必要な体制を整備す るとともに,事情聴取,相談等に携わる職員の 教育訓練を充実する。
- ⑦ 外国人女性の人権を守る観点から、入国管理 等に携わる職員に対する人権教育の充実を図る。
- ⑧ 性の商品化や暴力表現が女性の人権を侵害し

ている現状を改善し、女性の人権を尊重した表現を行うよう、また、方針決定の場に女性を積極的に登用するよう、メディアの自主的取組を促す。

- ⑨ 家庭、学校、地域など社会のあらゆる分野に おける男女平等を推進する学習を充実させる。 また、女性の学習・実践活動を通じた社会参加 を促進する。
- ⑩ 我が国のイニシアティブにより国連婦人開発 基金 (UNIFEM) 内に設置された「女性に対す る暴力撤廃のための信託基金」に対して協力す る。
- ① 女性に対する人権侵害の発生を防止するため、人権尊重の意識の普及・高揚を図るための 啓発活動を充実・強化するとともに、人権相談 体制を充実させる。

(2) 子ども

基本的人権の尊重を基本理念に掲げる日本国憲法及びこれに基づく教育基本法、児童福祉法等の法令並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の国際条約の趣旨に沿って、政府のみならず、地方公共団体、民間団体、学校、家庭等、社会全体が一体となって相互に連携を図りながら幼児児童生徒の人権の尊重及び保護に向けた取組を推進する。

特に、以下の諸施策を積極的に推進する。

- ① 学校教育において、幼児児童生徒の人権に十分配慮し、一人一人を大切にした教育指導や学校運営が行われるよう、児童の権利に関する条約の趣旨・内容を周知する。また、社会教育においても、同条約の内容・理念が広く理解され、定着されるよう、公民館等における各種学級・講座等を開設し、学習機会を充実させる。
- ② いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、その解決のための真剣な取組を一層推進する。また、児童生徒一人一人を大切にした個性を生かす教育、教員に対する研修の充実、教育相談体制の整備、家庭・学校・地域社会の連携、学校外の様々な体験活動の促進など各種施策を推進する。
- ③ いじめ問題, 虐待の防止など児童の健全育成 上重大な問題についての総合的な取組を推進す るとともに, 児童の権利に関する啓発活動を推 進する。
- ④ 犯罪等の被害に遭った少年に対し、カウンセリング等による支援を行うとともに、少年の福祉を害する犯罪の取締りを推進し、被害少年の救出・保護を図る。

- ⑤ 児童買春, 児童ポルノ, 児童売買といった児童の商業的性的搾取の問題が国際社会の共通の課題となっており, 我が国としても, 児童の商業的性的搾取の防止等について, 積極的に取り組む。
- ⑥ 子どもの人権を守るための「子どもの人権専門委員」制度を充実・強化するとともに、電話相談を含めた人権相談体制を充実させる。
- ⑦ 保育所保育指針における「人権を大切にする 心を育てる」ため、この指針を参考として児童 の心身の発達、家庭や地域の実情に応じた適切 な保育を実施する。

(3) 高齢者

高齢者が安心して自立した生活を送れるよう支援するとともに、高齢者がそれぞれの経験と能力を生かし、高齢社会を支える重要な一員として各種の社会的な活動に積極的に参加できるための条件の整備を図る。

- ① 学校教育においては、高齢化社会の進展を踏まえ、主に社会科や道徳、特別活動において福祉教育を推進する。
- ② 高齢者の学習機会の体系的整備並びに高齢者 の持つ優れた知識・経験等を生かして社会参加 してもらうための条件整備を促進する。
- ③ 高齢者と他の世代との相互理解や連帯感を深めるため、世代間交流の機会を充実させる。
- ④ 「敬老の日」の行事を通じ、広く国民が高齢 者の福祉について関心と理解を深める。
- ⑤ 高齢化が急速に進行している農山漁村において、高齢者が精神的、身体的、経済的、社会的な面において生涯現役を目指し、安心して住み続けられるよう支援する。
- ⑥ 高齢者が長年にわたり培ってきた知識, 経験等を活用し, 65歳まで現役として働くことができる社会を実現するため, 60歳定年の完全定着, 継続雇用の推進, 多様な形態による雇用・就業機会の確保のための啓発活動に取り組む。
- ⑦ 虐待その他高齢者に対する人権侵害の発生を 防止するため、人権尊重の意識の高揚を図るた めの啓発を行い、人権相談体制を充実させる。

(4) 障害者

障害者のライフステージの全ての段階において 全人間的復権を目指すリハビリテーションの理念 と、障害者が障害のない人と同等に生活し活動す る社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念 の下に、特に次のような施策の推進を図る。

① 障害者の自立と社会参加をより一層推進し、 障害者の「完全参加と平等」の目標に向けて「ノ

- ーマライゼーション」の理念を実現するための 啓発・広報活動を推進する(障害者の日及び週間を中心とする啓発・広報活動等)。
- ② 障害のある子どもに対する理解と認識を促進するため、小・中学校等や地域における交流教育の実施及び講習会の開催、小・中学校の教員等のための指導資料の作成・配布、並びに学校教育関係者及び保護者等に対する啓発事業を推進する。
- ③ 精神障害者に対する差別, 偏見の是正のため, 地域精神保健福祉対策促進事業等に基づきノー マライゼーションの理念の普及・啓発活動を推 進し, 精神障害者の人権擁護のため, 精神保健 指定医, 精神保健福祉相談員等に対する研修を 実施する。
- ④ 障害者の社会参加と職業的自立を促進するため、障害者雇用促進月間を推進し、全国障害者雇用促進大会及び身体障害者技能競技大会を開催するとともに、情報誌の発行等事業主を始めとする国民全般に対する啓発活動を推進する。
- ⑤ 障害者に対する差別や偏見を解消するため、 人権尊重の意識の普及・高揚を図るための啓発 活動を充実・強化するとともに、人権相談体制 を充実させる。

(5) 同和問題

同和問題に関する差別意識の解消を図るに当たっては、地域改善対策協議会意見具申(平成8年(1996年)5月17日)を尊重し、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築し、その中で同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、今後とも、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組を踏まえて以下の施策を積極的に推進する。

- ① 同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育及び啓発に関する事業については、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について(平成8年(1996年)7月26日閣議決定)」に基づき、次の人権教育・人権啓発の事業に再構成して推進する。特に教育に関する事業については、学校、家庭及び地域社会が一体となって進学意欲と学力の向上を促進する内容をも含むものとして推進する。
 - ア 人権問題啓発推進事業
 - イ 小規模事業者等啓発事業
 - ウ 雇用主に対する指導・啓発事業
 - 工 教育総合推進地域事業

- 才 人権教育研究指定校事業
- カ 人権教育総合推進事業
- キ 人権思想の普及高揚事業
- ② 隣保館において、地域改善対策協議会意見具申(平成8年(1996年)5月17日)に基づき、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、総合的な活動を推進する。
- ③ 今後の教育及び啓発の中で同和関係者の自立 向上という目標を重視するとともに、えせ同和 行為の排除を徹底する。また、同和問題につい ての自由な意見交換のできる環境づくりを推進 する。さらに、教育の中立性を確保する。

(6) アイヌの人々

アイヌの人々に対する取組に当たっては、国民 一般が、アイヌの人々の民族としての歴史、文化、 伝統及び現状についての理解と認識を深め、その 人権を尊重していくことが重要であり、その観点 から特に以下の施策に取り組む。

- ① 平成8年(1996年)4月の「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」報告書の趣旨を尊重して、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」に基づき、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化(以下「アイヌの伝統等」という。)が置かれている状況等に鑑み、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進する。
- ② 学校教育におけるアイヌの人々の人権についての教育は、社会科等において取り上げられており、今後とも引き続き、基本的人権尊重の観点に立った教育推進のための教員の研修を充実させる。
- ③ 各高等教育機関等におけるアイヌ語やアイヌ文化に関する教育研究について、取組に配慮する。
- ④ 生活館において、アイヌの人々の生活の改善 向上・啓発等の活動を推進する。
- ⑤ アイヌの人々に対する人権侵害の発生を防止するため、人権尊重の意識の普及・高揚を図るための啓発活動を充実・強化するとともに、人権相談体制を充実させる。

(7) 外国人

今日,我が国社会は,諸外国との人的・物的交流の増大に伴い,外国人をめぐって様々な人権問題が生じている。

そこで、外国人に対する偏見・差別を除去する

ため、特に以下の施策を推進する。

- ① 外国人に対する人権問題の解決を図るため、 外国人のための人権相談体制を充実させる。
- ② 外国人に対する差別意識解消のための啓発活動を推進する。
- ③ 定住外国人に対する嫌がらせや差別事象の発生を根絶するための啓発活動を推進する。
- (8) HIV 感染者等
 - ① HIV 感染者
 - ア 世界エイズデーの開催や,エイズに関するパンフレットの配布,各種の広報活動等を通じて,エイズ患者や HIV 感染者に対する偏見・差別を除去し,エイズ及びその感染者への理解を深めるための教育・啓発活動を推進する。
 - イ 学校教育においては、発達段階に応じて正しい知識を身に付けさせることにより、エイズ患者や HIV 感染者に対する偏見や差別をなくすため、エイズ教育を推進し、教材作成及び教職員の研修を充実させる。
 - ウ エイズ患者や HIV 感染者に対する誤解・ 偏見や差別意識を持つことのないよう, エイ ズに関する理解の促進のための学習機会を充 実させる。
 - エ 職場におけるエイズ患者や HIV 感染者に 対する誤解等から生じる差別の除去等のため のエイズに関する正しい知識を普及する。
 - ② ハンセン病

ハンセン病については、平成8年(1996年)に「らい予防法」が廃止されたところであるが、ハンセン病に対する差別や偏見の解消に向けて、ハンセン病資料館の運営、啓発資料の作成・配布等を通じて、ハンセン病に関する正しい知識の普及を推進する。

(9) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対する偏見・差別を除去し、これらの者の社会復帰に資するための啓発活動を実施する。

(10) その他

以上のほか、人権に関するその他の課題についても引き続き、偏見・差別を除去し、人権が尊重されるための施策を推進する。

4. 国際協力の推進

我が国は人権教育の分野での国際協力においても積極的な役割を果たしていくべきであり、その推進に当たっては、必要に応じ国連人権高等弁務官、国連人権センター等とも連携していくこととする。

- ① 国連総会、国連人権委員会における「人権教育のための国連10年」に関する取組に貢献する。
- ② 国連に設けられた「人権分野における諮問サービス及び技術的援助のための自発的基金」等の人権関係基金に協力し、これらの基金を用いて国連人権センター等が開発途上国に対して実施する人権教育関連のプロジェクトに寄与する。
- ③ 我が国からの開発途上国に対する人権教育関連の協力を引き続き推進する。
- ④ 我が国において国際的な人権シンポジウムを開催する。特に人権教育をテーマとすること、世界人権宣言採択50周年に当たる平成10年(1998年)には同宣言をテーマとすることを検討する。
- ⑤ 本国内行動計画については、国連人権高等弁 務官に報告する。

5. 計画の推進

- (1) この計画を実施するため、政府においては、 人権教育のための国連 10 年推進本部を軸として、行政機関相互の密接な連携を図りつつ、総合的な施策を推進するとともに、各省庁の施策の実施に当たっては、本行動計画の趣旨を十分踏まえることとする。また、「人権教育のための国連10年」の趣旨等について様々な機会をとらえ周知を図る。さらに、本行動計画の施策の積極的な推進等を通じ、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するための体制の在り方について検討する。政府全体の取組における連絡調整体制の在り方についても併せて検討する。
- (2) 本行動計画の実施に当たっては、人権擁護施策推進法に基づき法務省に設置された、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項等を調査・審議する人権擁護推進審議会における検討結果を反映させる。
- (3) 様々な差別意識の解消を図り、すべての人の 人権尊重の意識を高めていくためには、地方公共 団体その他の公的機関、民間団体等の果たす役割 が大きい。このことに鑑み、これらの団体等が、 それぞれの分野において、本行動計画の趣旨に沿 った自主的な取組を展開することを期待するとと もに、本行動計画の実施に当たっては、これらの 団体等の取組や意見に配慮する。
- (4) この計画の推進状況について、定期的にフォローアップを行い、その結果を施策の推進に反映するとともに、この計画自体を必要に応じ見直す。

世界人権宣言

昭和 23 年 (1948 年) 12 月 10 日 第 3 回国際連合総会採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で 譲ることのできない権利とを承認することは、世界 における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的 自由の普遍的な尊重及び尊守の促進を達成すること を誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、 理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神 をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、 政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、 財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する 権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形において も禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈 辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下に おいて、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護 に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判に おいて法律に従って有罪の立証があるまでは、無 罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転 及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合 の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の 場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又 はその国籍を変更する権利を否認されることは ない。

第16条

1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産 を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する 権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更す る自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に 又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗 教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を 有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の 意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、 国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想 を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表 者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく 権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなけれ ばならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙 によって表明されなければならない。この選挙は、 平等の普通選挙によるものでなければならず、ま た、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される 投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公 正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対す る保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、 同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有 する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期 的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有 する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利 を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを 問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育 は、少なくとも初等の及び基礎的の段階において は、無償でなければならない。初等教育は、義務 的でなければならない。技術教育及び職業教育は、 一般に利用できるものでなければならず、また、 高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく 開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的 権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、 芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあ ずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は 美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保 護される権利を有する。

第 28 条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展が その中にあってのみ可能である社会に対して義務 を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに 当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び 尊重を保障すること並びに民主的社会における道 徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満た すことをもっぱら目的として法律によって定めら れた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、 国際連合の目的及び原則に反して行使してはなら ない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団 又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由 の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような 目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈し てはならない。

関連年表

国連関係		国 内	
1945年 6 月26日	「国連憲章」及び「国際司法裁判所 規程」、サンフランシスコで調印		
	「世界人権宣言」採択 「人身売買及び他人の売春からの搾 取の禁止に関する条約」採択	1948年12月21日	「児童福祉法」制定 「民法」改正
1951年 7 月28日 1952年12月20日 1959年11月20日 1965年12月21日	「難民の地位に関する条約」採択 「婦人の参政権に関する条約」採択 「児童の権利宣言」採択 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に 関する国際条約」(人種差別撤廃条 約)採択	1950年5月4日	「生活保護法」制定
1966年12月16日	「経済的、社会的及び文化的権利に 関する国際規約」、「市民的及び政 治的権利に関する国際規約」及び その「選択議定書」採択		
1967年 1 月31日	「難民の地位に関する議定書」採択	1060年 7 日10日	「同和対策事業特別措置法」施行
1973年11月30日	「アパルトへイト犯罪の禁止及び処罰 に関する国際条約」採択	10004 7) 1100	
1975年12月9日 1979年12月18日	「障害者の権利に関する宣言」採択 「女子に対するあらゆる形態の差別 の撤廃に関する条約」(女性差別撤 廃条約)採択		
1981年12月3日	「国連障害者の10年」(1983年〜 1992年)の決議を採択		
1984年12月10日	「拷問及び他の残虐な、非人道的な 又は品位を傷つける取扱い又は刑罰 に関する条約」(拷問等禁止条約) 採択	1982年 3 月31日	「地域改善対策特別措置法」施行
1086年12日 /1 口	「発展の権利に関する宣言」採択	1985年5月7日	「男女雇用機会均等法」制定
10004127341	一元成の作作に因する旦日」が八	1987年4月1日	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」 (地対財特法)施行
1989年11月20日	「児童の権利に関する条約」(子ど もの権利条約) 採択		
1989年12月15日	「市民的及び政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書」(死刑廃止)採択		
1990年12月18日	「全ての移住労働者及びその家族の 権利保護に関する条約」採択		
	1999 年を「国際高齢者年」に決議 国連人権高等弁務官を新設、「世界 の先住民の国際の 10 年」を宣言	1993年12月3日	「障害者基本法」施行

国連関係		国内	
1994年12月23日	「人権教育のための国連 10 年」を 宣言	1994年 9 月28日	「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(ハートビル法)施行
1995年 9 月15日	「第4回世界女性会議」で「北京宣言及び行動綱領」採択	1995年12月16日	「高齢社会対策基本法」施行
		1996年12月13日	男女共同参画推進本部「男女共同 参画 2000 年プラン」を決定
		1997年 3 月25日	「人権擁護施策推進法」施行
		1997年3月31日	「地対財特法」の一部改正
		1997年 6 月18日	「男女雇用機会均等法」改正
		1997年7月1日	「アイヌ文化の振興並びにアイヌの 伝統等に関する知識の普及及び啓発 に関する法律」(アイヌ文化振興法) 施行。「北海道旧土人保護法」廃止
		1997年7月4日	『『人権教育のための国連 10 年』に
			関する国内行動計画」
		1998年4月1日	「60歳以上定年制義務化(「高年
			齢者等の雇用の安定等に関する法
		1998年7月1日	律」(高齢者雇用安定法) 一部改正) 障害者雇用率(1.8%)の設定(「障
			害者の雇用の促進等に関する法律」
			(障害者雇用促進法)一部改正)
1999年10月6日	「女子に対するあらゆる形態の差別 の撤廃に関する条約の選択議定書」 採択	1999年4月1日	「精神薄弱の用語の整理のための関
			係法律の一部を改正する法律」(精
			神薄弱者から知的障害者への用語
			改正)施行
		1999年 6 月23日 1999年 7 月29日	「男女共同参画社会基本法」施行
			人権擁護推進審議会「人権尊重の
			理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策
			の総合的な推進に関する基本的事項
			について」答申
		1999年11月1日	「児童買春、児童ポルノに係る行為
			等の処罰及び児童の保護等に関する
			法律」(児童買春、児童ポルノ禁止
			法)施行
2000年 5 月25日	「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」及び「児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択		成年後見制度改正(「民法」一部
			改正等)
		2000年4月1日	指紋押捺全廃(「外国人登録法」 一部改正)
		2000年10月1日2000年11月1日	「民事法律扶助法」施行
			部を改正する法律」「犯罪被害者等
			の保護を図るための刑事手続に付随
			する措置に関する法律」(犯罪被害
			者保護法)施行

国連関係		国 内	
		2000年11月15日	「高齢者、身体障害者等の公共交通 機関を利用した移動の円滑化の促進 に関する法律」(交通パリアフリー 法)施行
		2000年11月20日	「児童虐待の防止等に関する法律」 施行
		2000年11月24日	「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(ストーカー規制法)施行
		2000年12月6日	「人権教育及び人権啓発の推進に関 する法律」施行
		2001年 5 月25日	人権擁護推進審議会が「人権救済 制度の在り方について」(諮問第2 号答申)を提出
		2001年7月1日	「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」施行
		2001年8月5日	「高齢者の居住の安定確保に関する 法律」施行
		2001年10月13日	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行
		2001年12月21日	人権擁護推進審議会が「人権擁護 委員制度の改革について」(諮問第 2号に対する追加答申)を提出
2002年 1 月18日	「児童売買、児童買春及び児童ポル ノに関する児童の権利に関する条約 の選択議定書」発効	2001年12月28日 2002年3月15日	「高齢社会対策大綱」閣議決定 「人権教育・啓発に関する基本計画」 閣議決定
2002年 2 月12日	「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択 議定書」発効	2002年4月1日 2002年5月27日	「改正育児・介護休業法」施行 「特定電気通信役務提供者の損害賠 償責任の制限及び発信者情報の開
2002年7月1日	「国際刑事裁判所規程」発効	2002年8月7日	示に関する法律」施行 「ホームレスの自立の支援等に関す る特別措置法」施行
		2002年10月 1 日 2002年12月24日 2003年 5 月30日	「身体障害者補助犬法」施行 「障害者基本計画」閣議決定 「個人情報の保護に関する法律」 施行
2004年12月10日	「人権教育のための世界計画」採択	2004年7月16日	「性同一性障害者の性別の取扱いの 特例に関する法律」施行
2006年3月15日	「国連人権理事会」の創設を採択	2006年4月1日	「犯罪被害者等基本法」施行 「公益通報者保護法」施行 「障害者自立支援法」施行 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」 施行

【発 行】 2007年(平成19年)2月 藤沢市市民自治部市民相談課 〒251-8601 藤沢市朝日町1-1 TEL 0466-25-1111 内線2577 FAX 0466-50-8408

E-Mail soudanc2@city.fujisawa.kanagawa.jp



